熊本市

令和8年熊本地震で被災した家屋等の解体・撤去（公費解体）制度のご案内

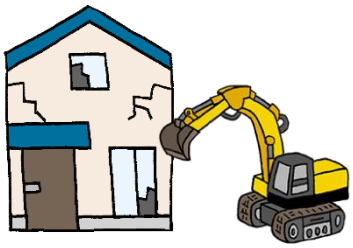

熊本市では、令和8年熊本地震で被災した家屋などを、所有者に代わって解体・撤去する「公費解体」を行っています。

以下の条件に当てはまる方で、少しでも公費解体をお考えの方は、お早めにご相談や申請をお願いします。

1　公費解体の対象となる建物

個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、り災証明書に記載されている被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定の建物。

空き家や小屋などの、り災証明書が発行されない建物も対象となる可能性があります。申請していただいた後に現地確認等を行い、半壊以上相当の被害が確認できれば、公費解体の対象となりますので、まずは申請をお願いします。

2　申請方法（事前予約制）

（1）　電話又は窓口で、申請日時を予約してください。

受付時間：平日午前9時～午後5時まで

電話：096－328－2430　廃棄物計画課　公費解体プロジェクトチーム

窓口：①熊本市役所7階（熊本市中央区手取本町1－1）

②城南まちづくりセンター3階（熊本市南区城南町宮地1050）

（2）予約日時に、申請書類持参のうえ窓口にお越しください。

申請書類は、郵送又は窓口でお渡しするほか、熊本市のホームページからダウンロードすることもできます。

3　申請期限

令和8年（2026年）12月10日　※必ず事前に予約をお願いします。

詳しくは、熊本市ホームページをご覧いただくか、電話や窓口へお気軽にお問い合わせください。

熊本市環境局資源循環部
廃棄物計画課　公費解体プロジェクトチーム
電話：096-328-2430